

令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、情報通信技術を活用したスマート農業の導入を促進し、農作業の省力化を図り、もって農業における労働力不足を解消するため、予算の範囲内において令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定又は同法14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。
- (2) 市内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 令和7年分の農業所得が400万円未満であること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

- 2 令和8年度において補助金の交付を受けることができるGPSガイダンスの補正情報の利用件数の限度は、個人にあつては1件、法人にあつては2件とする。この場合において、契約を更新するGPSガイダンスの補正情報の利用であつて、更新前及び更新後のいずれの利用も令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に終了するものについては、これを1件とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年度において補助金の交付を受けることができるGPSガイダンスの補正情報の利用件数は、過去にスマート農業通信料

支援事業補助金の交付の対象となった利用件数と通算して、個人にあつては3件、法人にあつては6件を超えることができない。

(補助金の事前申込)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金交付事前申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 契約の内容及び経費の内訳が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込があつたときは、当該申込に係る書類を審査し、別に定める方法により、補助金の交付申請の対象となる者(以下「交付対象者」という。)を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付対象者の決定をしたときは、令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金交付対象者決定通知書(様式第2号。以下「交付対象者決定通知」という。)により通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 交付対象者は、前条第1項の規定により申込を行った補助対象経費に係る補助金の交付を受けようとするときは、交付対象者決定通知を受け取った日から起算して30日以内に、令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

(2) 個人にあつては、令和7年分の農業所得が確認できる書類

(3) 法人にあつては、直近の決算書の写し及び登記事項証明書の写し

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) 認定農業者又は認定新規就農者であることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第4号の書類に関する情報を利用することについて、交付対象者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

3 第1項の申請は、補助金の交付の対象となるGPSガイダンスの補正情報の利用の契約期間が終了した日から令和9年3月6日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合は補助金の額を確定し、交付対象者に令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金交付決定通知及び補助金額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市スマート農業通信料支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額 (GPSガイダンスの補正情報の利用1件当たり)
令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に契約期間が満了するGPSガイダンスの補正情報の利用料（12ヵ月分の利用料に限る。）	補助対象経費（消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に、1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）又は25,000円のいずれか低い額以内の額